

障害福祉サービス事業者等運営指導における 主な指摘・指導事項について

福井県健康福祉部地域福祉課 福祉指導監査G

1. 人員配置、運営基準等について

(1) 人員配置基準

(2) 運営規程、重要事項説明書、契約書

(3) 個別支援計画の作成

(4) 業務継続計画、身体拘束、虐待、衛生管理等

(5) 就労支援事業会計

(6) 地域連携推進会議等

(7) その他

(1) 人員配置基準

運営指導で確認された事例

- 人員配置の計算が誤っている
- 兼務している職員について、各事業所・サービスごとの勤務状況が出勤簿、タイムカード等で明確になっていない
- 役員を直接処遇職員として配置しているが、出勤簿、タイムカード等の勤務状況を確認できる記録が整備されていない

(1) 人員配置基準

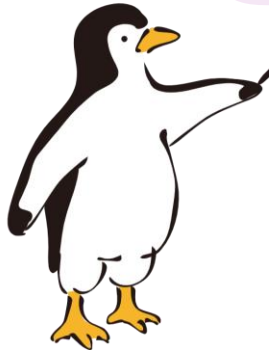
【指導事項】

○前年度の延べ利用者数および前年度の開所日数を正確に把握し、前年度の平均利用者数を計算すること。その計算の根拠となる資料を整備しておくこと。

○サービスごとに人員配置基準を満たして運営していることを客観的に説明できる資料（出勤簿やタイムカード）を整備し、兼務職員は、それぞれの勤務先での勤務状況がわかるように記録すること。

○直接処遇職員として配置する場合には、役員であっても勤務状況がわかるよう記録を整備すること。記録がない場合、配置職員として計算することはできないので注意すること。

(2) 運営規程、重要事項説明書、契約書



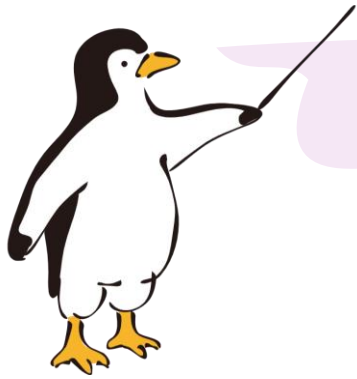
運営指導で確認された事例

- 運営規程、重要事項説明書に記載されている内容が実態と合っていない（営業日、営業時間、従業員の勤務体制、定員、利用料等）
- 運営規程、重要事項説明書、契約書の整合性がとれていない
- 重要事項説明書に必要事項が記載されていない

【指導事項】

- 運営規程、重要事項説明書、契約書に記載されている内容を確認し、実態と合っているか、それぞれの整合性が取れているか確認すること
- 重要事項説明書には以下の事項を記載すること
 - ➔運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、第三者評価の実施状況等

(3) 個別支援計画の作成



運営指導で確認された事例

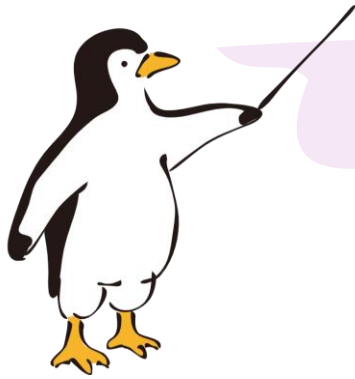
- 個別支援計画原案を作成していない（記録を残していない）
- 個別支援計画原案の内容について、サービス提供にあたる担当者との会議を開催していない（またはその記録を残していない）
- 相談支援事業者に個別支援計画を交付していない

【指導事項】

・個別支援計画作成(サービス管理責任者)の流れについて

- ① アセスメントを実施する(利用者と面接し、利用者のおかれた環境や日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や課題等を把握する)
- ② 個別支援計画原案を作成する
- ③ 個別支援会議を開催する(サービス提供にあたる担当者による会議を開催し、原案について意見を求める)
- ⑤ 利用者(保護者)に個別支援計画原案について説明し同意を得る。
- ⑥ 個別支援計画を利用者(保護者)、相談支援事業者に交付する
- ⑦ モニタリング(計画の実施状況の把握)と見直し(3か月または6か月に1回以上)を実施し、必要に応じて計画の変更を行う。

(3) 個別支援計画の作成



運営指導で確認された事例(生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス)

○サービスを提供するために要する標準的な時間が個別支援計画に位置付けられていない。

○個別支援計画に位置付けられた標準的な時間ではなく、現に要した時間により報酬の算定を行っている。

【指導事項(生活介護)】

原則：個別支援計画に位置付けた標準的な時間に基づいて請求

※現に要した時間が計画に定めた時間と異なる場合

- ➡本人の心身の状況など、やむを得ない事情により短くなった場合は、計画時間で算定可能
- ➡居宅において介護を行う家族等の就業その他の理由により長くなった場合は、実際に要した時間で算定可能

(3) 個別支援計画の作成

【指導事項(児童発達支援、放課後等デイサービス)】

原則：個別支援計画に位置付けた標準的な時間に基づいて請求

※現に要した時間が計画に定めた時間と異なる場合

- ➡事業所の都合により短くなった場合は、実際に支援に要した時間
- ➡利用者の都合により短くなった場合は、個別支援に定めた標準的な時間
- ➡長くなった場合は、事業所の都合、利用者の都合いずれにおいても個別支援計画に定めた標準的な時間

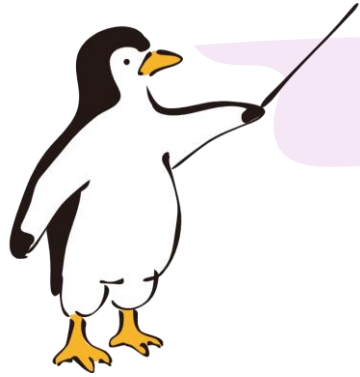
延長支援が必要な場合(延長支援加算)にも、延長を必要とする理由と延長時間をあらかじめ個別支援計画に位置付ける必要があるため留意すること

(3) 個別支援計画の作成

個別支援計画別表

利用児氏名	<p>計画に定める支援時間を記入（利用時間と終了時間も記入）</p> <p>・曜日ごとに提供時間が異なると考えられるため、曜日ごとに時間を定める</p>						
	月	火	水	木	金	土	日・祝日
提供時間	利用開始・終了時間 10時00分 ~ 15時00分	利用開始・終了時間 ~	利用開始・終了時間 10時00分 ~ 15時00分	利用開始・終了時間 ~	利用開始・終了時間 10時00分 ~ 15時00分	利用開始・終了時間 ~	利用開始・終了時間 ~
	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	0時00分
特記事項	<p>・利用が確定している曜日以外に、事業所の空き状況等により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入</p> <p>・市町村が認めるものとして、30分未満の提供時間となる場合には、具体的理由を記入</p> <p>・利用者や保育所・学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合（例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を記入</p> <p>・その他特記事項がある場合には、その具体的な内容を記入</p>						
延長支援時間 ※延長支援時間は、 支援前・支援後 それぞれ1時間以上から	【支援前】延長支援時間 9時00分 ~ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ~	【支援前】延長支援時間 9時00分 ~ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ~	【支援前】延長支援時間 9時00分 ~ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ~	【支援前】延長支援時間 ~
	【支援後】延長支援時間 15時00分 ~ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ~	【支援後】延長支援時間 15時00分 ~ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ~	【支援後】延長支援時間 ~	【支援後】延長支援時間 ~	【支援後】延長支援時間 ~
	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	0時00分
延長を必要とする理由及び時間	<p>例①) 月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ1時間ずつの延長支援を行う。</p> <p>例②) 保護者の職場の繁忙期（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。</p> <p>・例①：保護者の就労、妊娠・出産、病気・負傷、介護・看護、レスパイト等、延長支援を必要とする理由と時間を記入</p> <p>・例②：常時延長支援を必要としないが、個別の事情（※）で延長支援の必要が生じることが想定される場合には、想定される具体的な理由と必要となる時間を記入</p> <p>※例えば、保育所や学校の都合（短縮授業等）で、支援の提供時間の変更が必要となり、延長支援が必要となる場合等を想定</p>						

(4) 業務継続計画



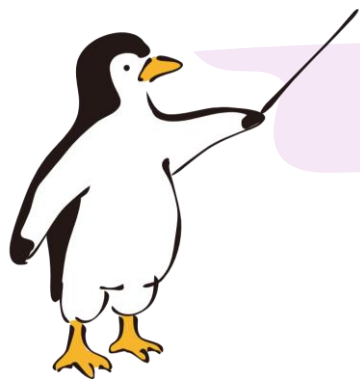
運営指導で確認された事例

- 感染症、自然災害のうちいずれか片方に関するものしか策定されていない
- 従業者に対して、業務継続計画の周知、業務継続計画に基づく必要な研修および訓練が実施されていない

【指導事項】

- 業務継続計画の策定、従業員への周知、計画に基づく研修および訓練(年1回以上)の実施、定期的な計画の見直しは、**令和6年4月から義務化**されている
- 業務継続計画は自然災害用と感染症用それぞれ作成しなければならない
- 感染症もしくは自然災害のいずれかまたは両方が未策定の場合、減算の対象となる**
- 研修、訓練を実施した際はその記録を残すこと

(4) 身体拘束等の禁止



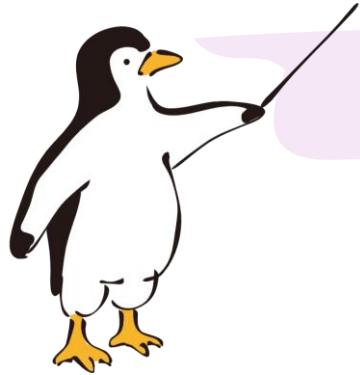
運営指導で確認された事例

- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化検討委員会）および身体拘束等の適性化のための研修が実施されていない、または実施しているものの記録がない
- 身体拘束等の適性化のための指針が整備されていない

【指導事項】

- 身体拘束等の適性化のための措置として
- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録、②委員会（年1回以上）の開催、③指針の整備、④研修（年1回以上）の実施 が必要
- これらの措置が**いずれか1つでも未実施の場合、減算の対象となる**
- 実施した場合には**必ず記録に残すこと**

(4) 虐待の防止



運営指導で確認された事例

○虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）および虐待防止のための研修が実施されていない、または実施しているものの記録がない

【指導事項】

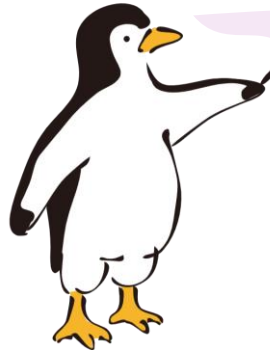
○虐待防止のための措置として

①委員会(年1回以上)の開催、②研修(年1回以上)の実施、③虐待防止責任者の配置 が必要

○これらの措置が**いずれか1つでも未実施の場合、減算の対象となる**

○実施した場合には**必ず記録に残すこと**

(4) 衛生管理等



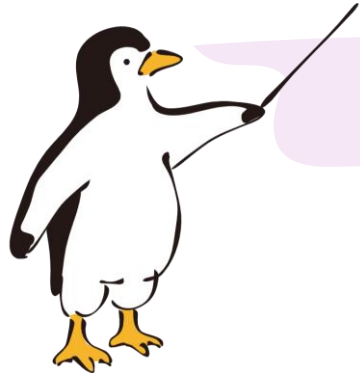
運営指導で確認された事例

- 感染症および食中毒の予防、まん延防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を実施していない。
- 感染症の予防およびまん延防止のための研修、訓練を実施していない。

【指導事項】

- 感染症または食中毒の発生やまん延防止のための措置として
 - ①委員会（訪問系サービスは6月に1回以上、その他は3月に1回以上）の開催
 - ②指針の整備
 - ③研修および訓練（訪問系サービスは年1回以上、その他は年2回以上）の実施 が必要
- 実施した場合には必ず記録に残すこと

(5) 就労支援事業会計等について



運営指導で確認された事例

- 生産活動に係る会計と福祉事業活動に係る会計が明確に区分されていない
- 複数の事業所間や生産活動と福祉事業活動間等の共通経費の按分処理が行われていない
- 「生産活動収入」－「生産活動に係る経費」＝「利用者に支払う賃金・工賃」という構図になっていない

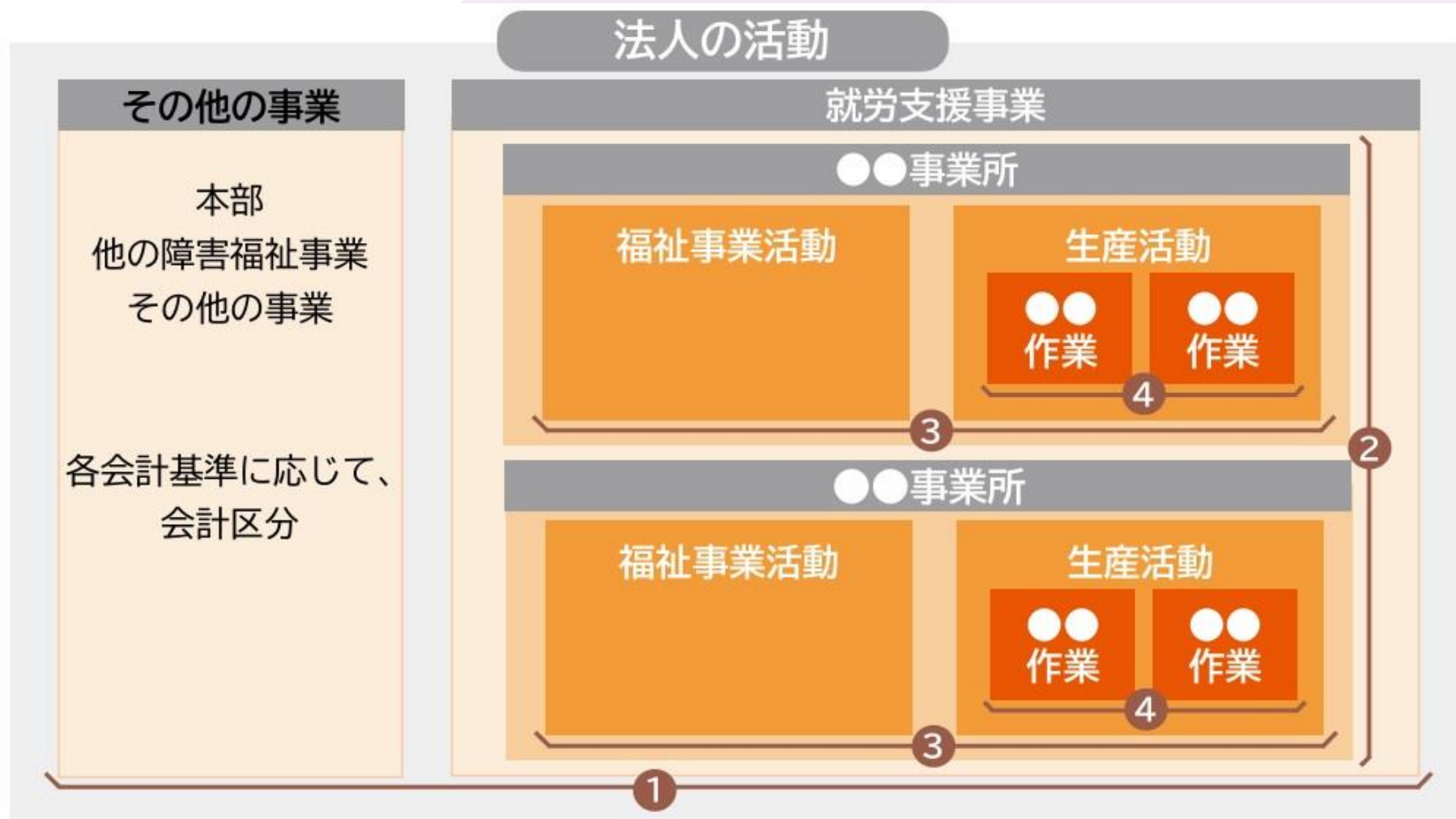
【指導事項】

○就労支援事業会計の運用ガイドラインを確認し、適切な会計処理をすること

(令和3年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業

就労継続支援事業所における就労支援事業の評価と会計処理基準に即した適正な運用にかかる調査研究)

(5) 就労支援事業会計等について



① 就労支援事業とその他の事業を区分

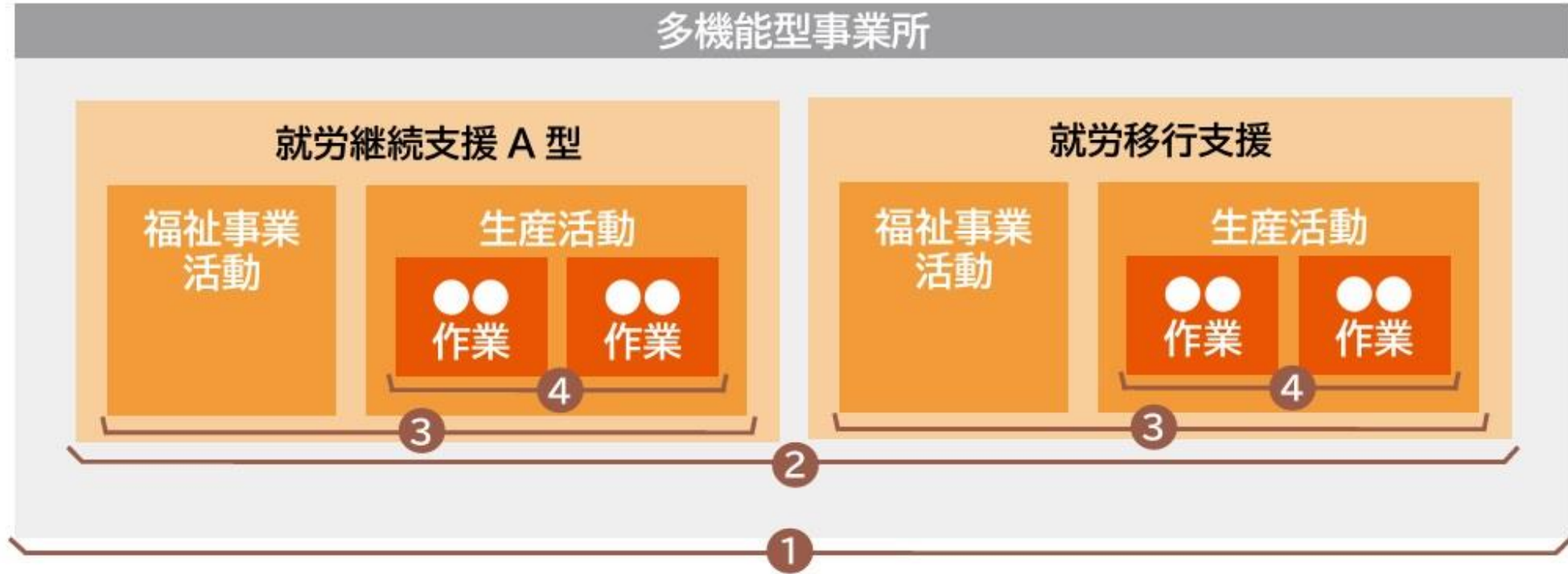
② 指定事業所ごとに区分

③ 福祉事業活動と生産活動を区分

④ 作業種別ごとに区分

(5) 就労支援事業会計等について

Ex.) 多機能型事業所において、就労継続支援 A 型と就労移行支援を行う場合



1 指定事業所ごとに区分

2 就労支援事業ごとに区分

3 福祉事業活動と生産活動を区分

4 作業種別ごとに区分

(5) 就労支援事業会計等について

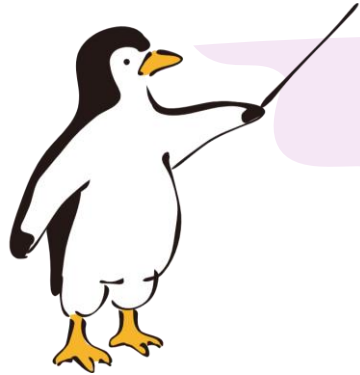
○新規就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン
(令和7年11月28日障障発1128第1号 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長通知)

「運営指導や監査において、就労継続支援事業の性質に鑑み、運営指導の主眼事項・着眼点に加え、どのような生産活動を提供しているのか、実施している生産活動は利用者が就労に必要な知識及び能力の向上に資するものとなっているか、生産活動収支から利用者に対し賃金・工賃を支払うことが可能となっているか等、生産活動及び会計状況の実態把握に努めることが重要である」

<視点>

- ・福祉事業会計と生産活動会計を区分しているか
- ・生産活動による収入をどの程度得ているか
- ・自立支援給付費等を実質的に利用者の賃金・工賃に充てていないか

(6) 地域連携推進会議等について



運営指導で確認された事例(施設入所支援、共同生活援助)

- 地域連携推進会議を開催していない
- 地域連携推進会議の記録を公表していない
- 地域移行等意向確認担当者の選任等がされていない(施設入所支援)

【指導事項】

○地域住民等との連携および協力を行う等の地域との交流を図るため

①地域連携推進会議の開催(年に1回以上)、②地域連携推進会議の記録の公表、③地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会(年に1回以上)を設ける 必要がある

○施設入所支援事業所は利用者の地域生活への移行に関する意向の把握等のため

①地域移行等意向確認担当者の選任、②指針の作成、③地域移行等意向確認の実施、④確認の結果を個別支援会議に報告 が必要になる 未実施の場合令和8年度以降は減算の対象

(7)その他

運営指導で確認された事例

- 不審者対応訓練等の防犯対策を実施していない
- 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施していない
- 従業員が退職した後においても、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じていない。
- 利用者の便宜を向上させるためのもので利用者に金銭の支払いを求めているが、書面上と実態が合っていない
- 工賃の目標水準および前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額について、利用者には通知していない(就労継続支援B型)
- 安全計画を作成していない(児童発達支援、放課後等デイサービス)

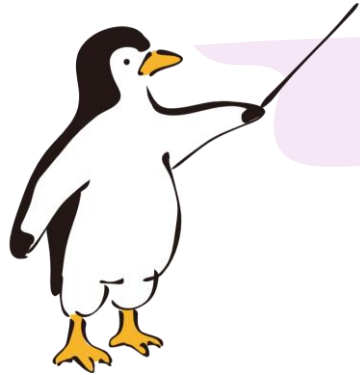
2. 給付費について

(1) 基本報酬

(2) 減算について

(3) 加算について

(1)基本報酬



運営指導で確認された事例

(共通)

○給付費請求の際、単位数、実施回数を誤って算定している

(就労移行支援)

○利用者が支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達したことが証明できる書類を整備していない（就労移行支援体制加算も同様）

【指導事項】

○給付費の請求を正確に行うため、複数の職員でチェックする体制などを整備すること

○支援の所要時間や障害支援区分によって報酬単価が異なるサービスは特に注意すること

○利用者が就労後6か月到達時点において、雇用継続を証明できる書類を整備すること

(1)基本報酬

運営指導で確認された事例

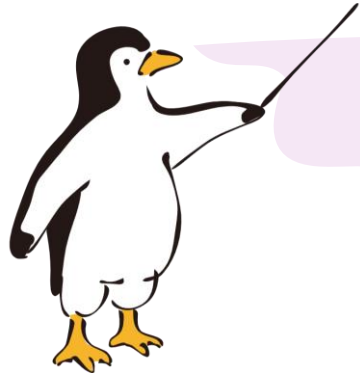
(就労継続支援A型)

○スコア表の算定が誤っていた (本来より高いスコアをの報酬を算定していた)

【指導事項】

- 就労継続支援A型事業所におけるスコア表の評価項目および評価方法は「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について(令和3年3月30日障発0330第5号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)」に定められている
- 各項目の評価方法についてよく確認してスコアを算定すること
- スコアの算定根拠となる資料を常備しておくこと
- スコアの合計点とその詳細についてインターネットの利用等により公表すること

(2)減算について



運営指導で確認された事例

(共通) 情報公表未報告減算

○障害福祉サービス等情報公表システムに必要な情報が公表されていない

(放課後等デイサービス) 人員欠如減算

○人員基準を満たしていない(児童指導員または保育士を必要数配置していない)

【指導事項】

○障害福祉サービス等公表システム(WAMNET)に必要な情報を公表すること

○サービスの提供時間帯を通じて、障害児の数が10人までは2人以上、11人～15人までは3人以上、16人～20人までは4人以上(以下同じ)の児童指導員または保育士を配置すること(基準人員)

(3)加算について(福祉専門職員等配置加算)

・良質な人材(介護福祉士等)の確保とサービスの質の向上を図る観点から、福祉の専門職員や常勤職員を配置している事業所に対して加算する。

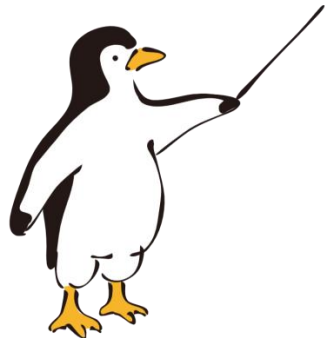
I・II

直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士等である従業者の割合が I の場合 35/100以上、II の場合 25/100以上

III(ア、イのいずれか)

ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が75/100以上

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が30/100以上



○留意事項

- ・異動等により職員の人員配置に変更が生じた場合には、要件を満たしているかどうか都度確認すること
- ・退職時だけでなく、採用(増員)時にもリスクがあるので留意すること
- ・目標工賃達成指導員等は直接処遇職員に含まれない
- ・保育士は I、II には含まれないが、III には含まれる

(3)加算について(児童指導員等加配加算)

○基準人員に加え、児童指導員等またはその他の従業者を1名以上配置しサービス提供を行った場合に算定できる加算

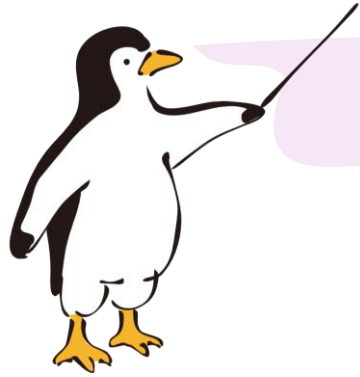
○加算区分は以下のとおり

- ・児童指導員等で常勤専従・経験5年以上
- ・児童指導員等で常勤専従・経験5年未満
- ・児童指導員等で常勤換算・経験5年以上
- ・児童指導員等で常勤換算・経験5年未満
- ・その他の従業者

○異なる職種の複数職員の配置常勤換算1名以上とする場合は報酬単価の低い区分で算定

- ・児童指導員とその他の従業者により常勤換算1名以上とする場合、その他の従業者の報酬を算定

(3)加算について(児童指導員等加配加算)



運営指導で確認された事例(児童発達支援、放課後等デイサービス)

○基準人員を満たしていない日に児童指導員加配加算を算定していた

○加配職員を常勤換算で1以上配置できていないにもかかわらず児童指導員等加配加算を算定していた

【指導事項】

○児童指導員等加配加算の要件を満たしているか、勤務実績をもとに都度確認すること

○職員の採用、退職、異動等があった場合、加算区分が変わらないか確認すること

○専門的支援体制加算を算定している場合にも同様の確認を行うこと

(3)加算について(夜間支援体制加算)

I

夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯(午後10時～翌日の午前5時までは最低限含む)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合

II

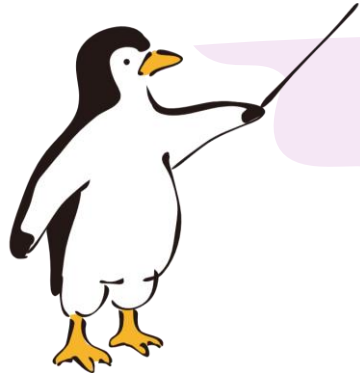
宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間および深夜の時間帯を通じて、定期的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合

III

夜間および深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制または利用者の呼び出し等に速やかに対応できるように、常時の連絡体制を確保している場合

IV～VI 省略

(3)加算について(夜間支援体制加算)



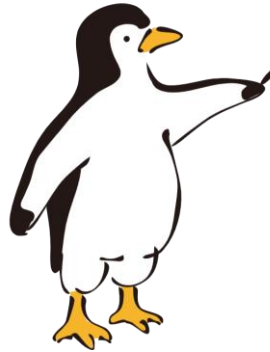
運営指導で確認された事例

- I ○夜間支援対象利用者数の算定を誤って報酬算定していた
- 夜間支援の内容について利用者ごとに個別支援計画に位置付けていない
- Ⅲ○緊急時の連絡先や連絡方法が運営規程に定められていない

【指導事項】

- I ○夜間支援対象利用者の数は、現に入居している利用者の数ではなく、前年度の平均利用者数の計算方法に準じて算定した利用者数とすること
- 利用者ごとに夜間支援の内容について、個別支援計画に位置付けること
- Ⅲ○緊急時の連絡先や連絡方法を運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に
掲示すること

(3)加算について (個別支援計画に位置づけが必要な加算)



運営指導で確認された事例

○加算を算定してるが、個別支援計画への位置づけがされていない

【指導事項】

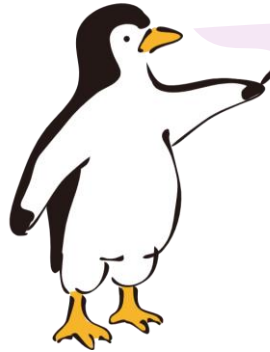
○支援の内容等を個別支援計画に位置付けて、サービスを提供した場合に加算を算定すること

(個別支援計画への位置づけが必要な加算の例)

(者)訪問支援特別加算、日中支援加算、入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、食事提供体制加算

(児)子育てサポート加算、家族支援加算、個別サポート加算Ⅲ、多職種連携加算 など

(3)加算について(食事提供加算)



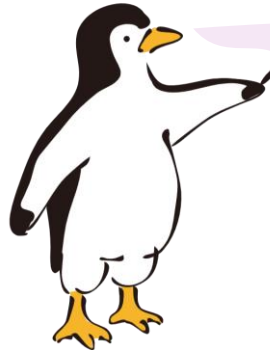
運営指導で確認された事例

- 食事の提供を行った場合に、利用者ごとの摂食量を記録していない
- 利用者ごとの体重またはBMIの記録をしていない

【指導事項】

- 食事を提供した日については必ず摂食量を記録すること(目視や自己申告等によることも可)
- 摂食量の記録は「完食」「全体の1/2」「全体の○割」というように記録すること
- おおむね6月に1回利用者ごとの体重またはBMIを記録すること
- 利用者の意向により体重を知られたくない場合については、意向の確認を行った旨を記録すること

(3)加算について(欠席時対応加算)



運営指導で確認された事例

○相談援助等の記録が残っていない、または記録が不十分なものがある。

【指導事項】

○単に欠席の連絡を受けたことの記録だけでは加算の対象にならない。

○欠席した利用者の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促す等の相談援助を行い、その記録(利用中止の連絡のあった日時、連絡者、利用者の状況、相談援助の内容)を残すこと

(3)加算について(その他)

運営指導で確認された事例(者)

- 緊急時対応加算を算定しているが、要請のあった日時や内容、サービス提供時刻等の記録がなかった(居宅介護)
- 自立支援加算 I を算定しているが、計画の見直しから6月を経過した以降も算定し続けていた(共同生活援助)
- 入院・外泊時加算 II を算定しているが、1週間に1回以上病院等を訪問し、利用者の日常生活上の支援を行った記録がなかった(施設入所支援)
- 重度障害者支援加算を算定しているが、支援計画シートを3月に1回程度見直していなかった(生活介護)
- リハビリテーション加算を算定しているが、リハビリテーション実施計画原案の作成からおおむね2週間以内および6月ごとのアセスメントとそれに基づく評価がされていなかった(生活介護)
- 送迎加算 I を算定しているが、1回の送迎につき平均的に定員の100分の50以上の利用がなかった(定員20人未満の事業所)

(3)加算について(その他)

運営指導で確認された事例(児)

○専門的支援実施加算を算定しているが、支援の実施時間が記録されていなかった(児童発達支援、放課後等デイサービス)

○家族支援加算、子育てサポート加算を算定しているが、支援内容や実施日時が記録されていなかった(児童発達支援、放課後等デイサービス)

○子育てサポート加算を算定する時間帯に実施した相談援助について、家族支援加算も算定していた(児童発達支援、放課後等デイサービス)

○関係機関連携加算Ⅰを算定しているが、個別支援計画の作成または見直しに関する会議ではなく、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議だった(児童発達支援、放課後等デイサービス)

運営指導で確認された事例(全体)

○処遇改善加算ⅠまたはⅡを算定しているが、職場環境等要件の見える化を行っていない